

起因物、事故の型：掘削用機械 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	11～ 12	防潮堤災害復旧工事現場で、防潮堤背面にバックホウを用いて盛土作業中、退避していた被災者（防潮堤端部の均し作業）が、まだバックホウが後退してこないだろうと思い後退路に入り、足を滑らせ転倒したところ、後退してきたバックホウに足を踏まれた。	64	30111	—
1	9～ 10	事故現場から60メートル程度離れた場所で除雪作業をしていた被災労働者が、採石場の上で土手を作る作業をしていた油圧ショベルに、何らかの理由で接近し（被災労働者死亡の為不明）オペレーターがこれに気付かず、油圧ショベルを走行させ被災労働者を轢いてしまった。	60	20201	1～ 9
1	2～3	推進工事における両発進立坑GL-H=9.3mの立坑内において、底板の掘削作業中にクラムシエルに掘削土をスコップにて直接積込作業をしていた。同時にクラムシエルのオペレーターは合図を受けるため車外に出ており、合図を受けクラムシエルに乗り込み、安全レバーを上げる際、操作レバーに触れ、旋回の誤操作を起こし、本来上に向かっていくはずのバケットが掘削していた作業員に向かって動き、足を挟まれ被災した。	59	30110	1～ 9
1	11～ 12	タイヤショベル0.5?を運転作業中、左側のドアから乗車して開いたままドアロックをしないでバックした時、勢いよくドアが閉まった時、左手をボディに添えていた為、ドアとボディに挟まれ左手小指を骨折した。	52	150109	10 ～ 29
1	16～ 17	負傷者が現場作業道具を片付中、後退してきたバックホーキャタピラーに足甲部を轢かれ負傷した。	40	30106	—
1	11～	水道の送水管埋設工事中、バックホーのバケットが貫通棒からすべり、不	36	30199	1～

	12	用意に本人がバックホーに近づき、左足小指の甲に当たり開放骨折した。			9
1	10~ 11	道幅の狭い道路上で、パーカッションオーガにて岩盤掘削中、掘削深度が不足したため、パーカッションオーガに中継ぎ部を取り付ける際、連結ピンを抜いた穴に指を挿入し挟まれた。	43	30301	50 ~ 99
1	11~ 12	牧場内で、パワーショベルのグラップル（爪）を使用し、オイルの入っていた空のペール缶を潰す作業をしていた。作業中に缶が爪にはさまり、被災者が手袋をはめて缶を爪から蹴って外していた。その際、バランスを取るためグラップルの支点の部分に手を置き作業していたが、重機の運転手からは見えておらず、蹴りやすいように少しグラップルを広げたところ、支点到指を挟みこみ、右手指を負傷した。なお、運転手は重機運転に関する免許は持っていなかった。	22	70101	1~ 9
2	16~17	産業廃棄物を処分場所有地に搬送し荷卸し作業が終了したので、本人はトラックを前進させ下車してトラック後部で作業していた際、他の作業員が運転するユンボに左足を挟まれ負傷した。	50	30202	1~ 9
2	11~12	梅林で梅見のシーズンの準備として油圧ショベルで園内の整地作業を行っていた。災害の現認者がいないため正確な発生状況は不明である。油圧ショベルは発見当時、エンジンがかかり、ギアも入った状態であった。	77	60101	1~ 9
2	16~17	組立2課1係昇温浄油（ブラッシング）工程において、被災者がVi020（2tバックホー）を所定位置に滞留機が置いてあった為、その付近に停車させ本機から降車した時、後ろから出荷検査員（契約社員）が運転するVi055（5tバックホー）がバックして来て、Vi055のブレード（排土板）とVi020のクローラの間で左足を挟まれ負傷する。	48	170101	100 ~ 299
2	16~17	組立2課1係昇温浄油（ブラッシング）工程において、被災者がVi020（2tバックホー）を所定位置に滞留機が置いてあった為、その付近に停車させ本機から降車した時、後ろから出荷検査員が運転するVi055（5tバックホー）がバックして来て、Vi055のブレード（排土板）とVi020のクローラの間で左足を挟まれ負傷する。	48	11301	500 ~ 999
		資材置場で杭打ちをしているとき、単管パイプを左手で押さえて重機で投			10

3	15~16	げ打つときに重機のバケットと単管パイプの間に左手親指先を挟み骨折した。	66	150109	~ 29
3	14~15	被災者が路上でユンボの誘導をしていたとき、通行人がユンボの近くに入ってきてしまったため、注意を促そうとした際にユンボがバックしてきてしまい、キャタピラーが被災者の右足を挟み負傷した。	63	170101	~ 49
4	15~ 16	社内の作業置場で資材等の片付けのため重機（ショベルカー）を使用していたが停止中であった。被災労働者が後方から近寄り、指示を仰ぐとオペレーターに声をかけた際、それに答えようとオペレーターが中腰で立ち上がり、上着のベストの一部が走行レバーに引っ掛かって重機が後方に動き出してしまった。被災労働者は重機を避けることが出来ず、重機の右後方部分のキャタピラ2枚程度の箇所です足の甲を轢いてしまった。	44	170209	1~ 9
4	8~9	資材置場にて、バックホーを使用し水道管を移動させた際に、吊り荷と吊り荷の間に手を巻き込み、右手中指と薬指を損傷した。	72	30110	30 ~ 49
4	8~9	倉庫で50cm×1mほどの長さの鉄板に張り付いていた段ボールをはがすため、被災者が鉄板を右手に持ち、作業者がユンボのショベルで段ボールを挟もうとしたとき、持っていた右手の親指も挟み親指を骨折した。	35	150109	1~ 9
5	7~8	本社置場内において、スクリーンの荷卸しのためバックホーで吊り上げて移動している際、荷振れしてバックホーの運転席に接触しそうになったため、スクリーンを止めようと反射的に手を出してしまい、スクリーンとバックホーのフレームに指を挟み負傷した。	22	30199	50 ~ 99
5	8~9	病院解体工事の際、バックホー（0.45?クラス）がコンクリート殻を移動しながら集積していた際、バックホーの後方にあったゴミを拾おうとしたのに気付かずにバックホーがバックし、右足の上をキャタピラが踏んでしまった。	44	30209	1~ 9
	15~	木造家屋解体工事の現場にて、解体材の積込作業を重機にて行っていたところ、搬出運搬用のダンプの後方で搬出準備作業をしていた被災者がいた			10

5	16	にもかかわらず、重機オペレーターが後方確認をせずに重機をバックさせたため被災者を倒し、キャタピラで被災者の太ももまで乗上げ、右もも及び右脛の骨を骨折した。	27	30209	～ 29
6	9～ 10	最終沈殿池北西外周部にて、ブルーシートを折り畳む作業をしていた（推定）際に、バックホウに対して後向きに作業を行っていた為、バックホウの移動に気付かず、移動してきたバックホウのキャタピラの下敷きになった。	68	30199	30 ～ 49
7	13～14	トラックの荷台に油圧ブレーカーを積み込む際に、吊っていたバックホーがバランスを崩し、前方に転倒、その際にバケットに腕を挟まれ負傷した。同時にコンパネに足も挟まれた状況。	66	80409	10 ～ 29
7	8～9	工事現場事務所横で、バックホウのアタッチメント交換時に、アタッチメントの連結金具が未固定であった箇所に手があたったために金具に挟み負傷した。	25	30107	10 ～ 29
7	9～10	工場内でパイプの溶接・切断作業中に工場内を走行していたフォークリフトがパイプに接触したため、パイプがずれて両足ふくらはぎに当たり負傷したものである。	37	30199	10 ～ 29
7	9～10	道路工事現場で路面切削作業中にバックホーで路面切削機の後方で舗装版を取り壊す作業中に後方確認をせずに、バックホーを後方に動かしてしまい、作業員の両足を轢いてしまった。右足の甲を骨折・左足は足首周辺を打撲させてしまった。	26	30106	10 ～ 29
7	16～17	5差路横断歩道付近にて、バックホーが置き場へ戻る途中、停止したため他の警備員と片側交互通行をしていた。5差路、横断歩道があり、夕方、自転車の通行もあるため、バックホーの運転手も下車していたので、重機に近づき片側交互通行をしていた。後進する合図もなく、後退してきたバック・ホーに轢かれ死亡した。	70	170201	10 ～ 29
7	11～12	会社前駐車場でバックホウのバケツ交換のためピンをはずすなどの作業中にアーム部分が動きバケツの上に手を置いていたために挟まれる。	64	30309	1～ 9

7	14~15	22トン送電鉄塔基礎工事現場で、スライドアーム式バックホウ（0.45?級）の点検作業中、作業員がスライド部固定ピン箇所 hands を添えた状態に気付かず重機運転者がスライド部分を稼働させたため、作業員の左手（人差し指）が挟まれ負傷した。	47	30199	1~9
7	12~13	作業場内にて（相手方）が重機操作で廃棄物をフレコン袋に詰め込む作業をしている時（被災者）はフレコン袋から廃棄物がはみ出ているのに気付き、左手でフレコン袋の中へ押し込んでいた。（相手方）は（被災者）の作業がフレコン袋に詰まった廃棄物が死角になり見えず、十分に確認をしなかったためそのまま重機の爪をフレコン袋に差し込み（被災者）の左手を挟んでしまった。	47	150102	10~29
7	11~12	重機を使つての作業中、重機を前進させようとしてオペレータが「前進するよ」と声をかけ「はい」と返事をする。（被災者）その合図をもとに重機をゆっくり前進させたらまだ近くにいて、身体をよけきれずにケガをした。オペレータは左側に穴があった為、そちらに気をとられていた。	41	30110	1~9
7	14~15	機材センター整備棟内で、ボーリングマシンのスピンドル部シリンダーを回転させて横にし、パッキンを交換後、スピンドル部を垂直に戻そうとしたが固結していたため、被災者が工具を使用せずに右足で蹴ってスピンドルを回転させようとしたとき、足を踏み外し、ボーリングマシン架台と回転してきたスピンドル部シリンダー下部に右足を挟まれた。	65	11702	1~9
7	14~15	取付道路の舗装作業中、A氏は、ガスバーナーで炙ってもらいながらのコンクリート作業中であつたため、バーナーの音でバックホウの音に気付かなかつた。B氏は、バックホウを使用し路盤の修正を開始し、後方確認を怠つた。その結果、キャタピラでA氏の右足を巻き込んだ事故である。	37	30106	1~9
7	11~12	高速道路にて、走行車線上の舗装完了後、バックホウについた合材をオペレーター1人、清掃員1人で清掃していた。清掃員は、草すきを右手で持ち清掃を行ったが、草すきで除去出来なかつた合材を左手で取り除こうとした。しかし、オペレーターは、右手が離れたために清掃作業が完了したと思ひ込み、操作をしたため、ブームとバケットの接触部分に清掃員の指	45	30106	1~9

		が挟まれ負傷した。			
7	16～ 17	会社敷地内で同僚にユンボのオペレーション指導をしていたとき、同僚がユンボ運転中に、被災者が何かの拍子に躓き、左足をユンボに踏まれ、親指以外の指が粉碎した。	65	80109	30 ～ 49
7	14～ 15	通信用管路新設工事において、道路仮舗装施工時（転圧作業中）に、後退してきたバックホウのキャタピラに左足踵を挟まれ負傷した。	34	30301	1～ 9
7	16～ 17	工事現場で、舗装版をバックホウを使って剥ぎ取り中、舗装版と水路に足を挟まれた。	43	30106	10 ～ 29
7	16～ 17	当社資材置場にて、ダンプ運転手がドラグショベルを用いて、ダンプトラックに碎石を積込んでいた。積込みを完了し、バケットを地上に下ろしたところ、バケットを下ろし過ぎたため、ドラグショベルのクローラー前方が上昇した。その際、近くに立って待っていた他のダンプ運転手(被災労働者)が、碎石に足を滑らせ、右足がクローラーの下に入り込んでしまった。ドラグショベル運転手はそのことに気付かず、下ろし過ぎたバケットを正常な状態まで上昇させたところ、クローラーが地面に降下し、被災労働者の右足を踏んで負傷させた。	59	40301	10 ～ 29
9	13～ 14	造成地現場に市道より進入路の作業中、鉄板を敷く為に、バックホーにて釣り上げた際に少し揺れて、バックホーの右横に立っていた従業員の左足人差し指に怪我をさせてしまう。排土壁板に接触、被災者が危険過ぎる位置にいた、バックホーの運転者の慣れと安全確認の怠慢による。	45	30109	10 ～ 29
9	14～ 15	重機置場内にて足回り洗車のため、バックホーのキャタピラを回している最中、シュープレート表面にこびり付いた土をバールを使用して落とそうとしたところ、シュープレートに空いている穴にバールがはまり、抜こうとしてすぐに手を離さなかった為、バールとキャタピラの間指先を挟み負傷する。	63	80409	10 ～ 29
	9～	バックホウオペレーターが、セーフティレバーを解除せずに前面ガラスを上げた際、オペレーターのポケットに操作レバーが接触、バックホウが急			10

9	10	旋回して脇を歩行中の作業員に接触、資材とバケットの間に足がはさまれ、かかと骨を開放骨折した。	70	30201	～ 29
10	15～ 16	大型ブロック設置作業の際、玉掛け作業を終えた被災者が、重機の作業範囲内に入ってしまい、作業中の重機のバケット部分に接触した。	57	30111	30 ～ 49
10	11～ 12	農地集積加速化基盤整備工事の作業中、不整地運搬車荷台の上にコンクリート側溝が積まれている状態で、荷台から重機（0.25m ² ）バックホーで側溝を下ろす作業中に、2人の作業員が荷台に乗り、当人は重機オペレーターに対して右側にいた。左側の作業員は合図に従い離れていたが、当人は合図が見えなかったため合図に気づかず、コンクリート側溝を押さえていた。そのまま側溝をスライドさせてしまい、指を不整地運搬車の後部ドアに挟まれた。	62	30109	1～ 9
10	15～ 16	新築工事における地盤調査の作業をしていた。専用機械の操作中、誤って機械に左手中指を挟み、事故が発生した。	20	30201	50 ～ 99
10	9～ 10	解体現場にて養生の為、ブロック塀際の土間コンクリートの上に鉄板を敷設していた際、バックフォアのバケットにて鉄板を叩いていた。叩いていたバケットが滑り、ブロック塀に激突した際に誘導していた被災者の手が挟まれて負傷した。	29	30309	30 ～ 49
10	8～9	重機置き場で同僚とバックホウのバケットのメンテナンス作業中に、ピンが入りづらかったため、左手中指でピンを差し込む穴を確認した際バケットがずれ、左手中指を切断した。	57	30106	10 ～ 29
11	14～ 15	モデル住宅の外構工事で路盤の掘削作業中、バックホーの運転手の防寒着のポケットに旋回レバーが入り込んだことにより誤って作動し、被災作業員を住宅の壁とバックホーのバケットで挟んでしまい、上半身の圧迫と右耳もの裂傷の怪我を負わせてしまった。	67	30199	1～ 9
	16～	放課後等デイサービスの活動中、利用者支援を行っていたところ、利用者			1～

11	17	同士のトラブルでイライラしていた利用者に体当たりをされて蹴飛ばされた。	23	30209	9
11	12~ 13	埋め戻し作業の際、後進したバックホウに接触し、左足をバックホウのキャタピラで踏まれる。	33	170201	—
11	13~ 14	置場での重機アタッチメント交換作業中、左薬指を機械に挟み怪我してしまった。	28	30209	1~ 9
11	9~ 10	私道（2.0m幅）アスファルト道の水道管理設工事で、重機（0.05?バックホー）を使用し掘削中、重機の後方で市道の車両安全確認をしていた際、重機の運転者が、後方の安全確認を怠り、重機を後方に移動してしまい、左足の指4本（親指以外）が、重機の下敷きとなり負傷した。（安全靴不着用）	62	30110	10 ~ 29
11	8~9	新築工事の工事現場において、埋戻し用の通路整備作業中、バックホウにて敷鉄板1.2m×2.4m（519×7）を移動しようと、所定の位置に配置する際、敷鉄板右角が先に地面に接触し、その反動で左側が煽られた為、重機オペレーターが立て直そうと一度奥に敷鉄板を寝かす作業を行った。その際、重機オペレーターより被災者が右側に居り、重機ブームと敷鉄板の死角になり、重機オペレーターより被災者が見えていなかった。被災者も危険を感じ後向きに後退したが転倒し、敷鉄板と地山に左足首辺りを挟まれた。	66	30209	1~ 9
12	13~14	停車していたダンプが徐々に坂を下り、前進してきたコンボとの間に挟まれた。	50	30105	1~ 9
12	9~10	低圧ガス管取り替え工事において、被災者が掘削機の排気による地先の生垣の枯損を防止するためのコンパネ設置が終わったため移動しようとしたところ、被災者の進行方向に掘削機がバックし、掘削機のキャタピラに足を轢かれ負傷した。	29	30199	10 ~ 29
12	13~14	資材置場にて、矢板およびH鋼（0.3m×0.3m×2.5m）をバックホー（0.25?）を使って移動するとき、左足甲を負傷した。端太角の場所に段差があったため、足がそれより高い所にあったことに気づけなかった。	63	30107	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html